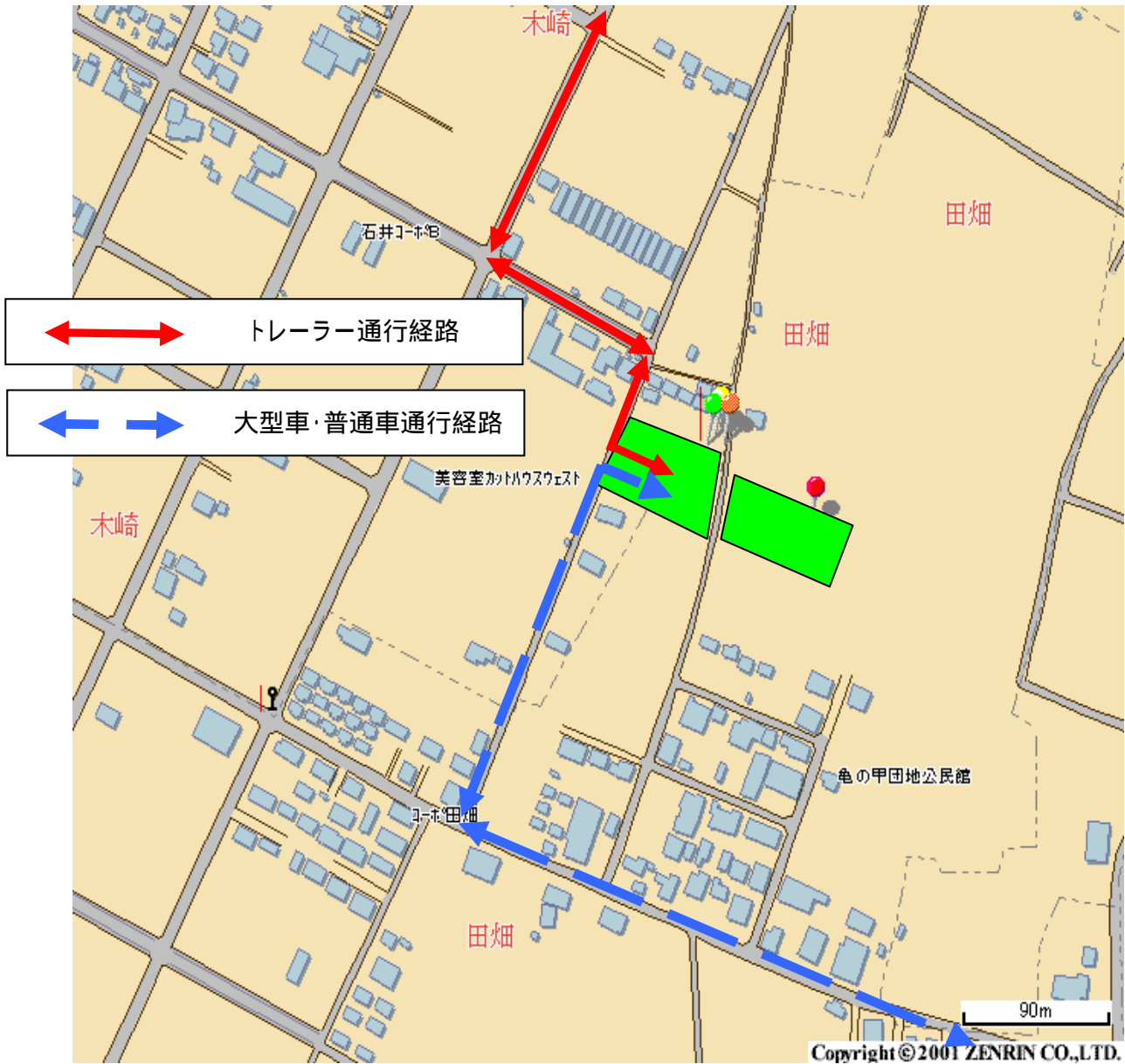


# 掘削調査業務経路図

別添

## 掘削現場付近



1. 車両は、上図の点線に示す経路を通行します。但し、点線ルート通行不可能なトレーラーについては、上図の実線に示す経路を通行します。
2. 通勤車両は、実線、点線の両方の経路を通行します。

# 広域図

トレーラー通行経路

大型車・普通車通行経路

